

【様式2】

事業計画者連絡先

フリガナ		
法人名		
連絡先	フリガナ	
	担当者	
	住所	〒
	電話	
	F A X	

※ 担当者名は、事務的な連絡に対応できる方を複数名記入してください。

【様式3】

法人の事業経歴

年月	経歴

【記入方法】

- ・法人設立から現在に至るまでの沿革について、時系列で記入してください。
- ・事業内容についても、具体的に記入してください。
- ・整備予定の施設についても記入してください。特に、今回の公募に係る計画以外に今後整備を予定している場合には必ず記入してください。

法人の事業経歴

年月	経歴
平成〇〇年〇〇月	社会福祉法人□□□□会設立
平成〇〇年〇〇月	知的障害者通所授産施設〇〇苑開設（××県××市） ・定員〇〇人 （平成〇年〇月、障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型） へ移行済）
平成〇〇年〇〇月	障害福祉サービス事業所△△園開設（東京都××区） ・定員：自立訓練〇〇人、就労移行支援〇〇人
平成〇〇年〇〇月予定 （〇〇年～〇〇年整備）	障害福祉サービス事業所◇◇園開設（東京都××区） ・定員：生活介護〇〇人

【記入方法】

- ・法人設立から現在に至るまでの沿革について、時系列で記入してください。
- ・事業内容についても、具体的に記入してください。
- ・整備予定の施設についても記入してください。特に、今回の公募に係る計画以外に今後整備を予定している場合には必ず記入してください。

【様式4】

役員名簿

氏名（役職名）	他法人役員等兼務	備考
代表者	無 有	【代表者略歴】
理事	無 有	
理事	無 有	
理事	無 有	
理事	無 有	
理事	無 有	
理事	無 有	
理事	無 有	
評議員	無 有	
評議員	無 有	
監事	無 有	
監事	無 有	

すべての理事・監事・評議員の氏名・役職名を記入してください。法人の状況により加除・修正してください。

他の法人の役員を兼任している場合は、「他法人役員等兼務」欄の有に○を付し、備考欄に法人名・役職名を記入してください（計画中のものを含め、複数の場合はすべて記入）。

職歴等に、建設会社等との関連がある場合は、その状況を備考欄に記入してください。

【様式5】

法人運営に関する基本的な考え方・理念

項 目	内 容
1 設立の目的・趣旨	
2 法人の経営・運営に関する理念	
3 理念を具体化するための方策（実施していること）	
4 その他	

《建築に関する窓口案内》

2018.04 改訂

	相談内容	相談部署	場所・連絡先
道	建築基準法上の道路の取扱いについて(種別、後退等) 法上の道路の指定、変更および廃止 法第43条第1項ただし書き通路の適用(協定通路等)	建築審査課 道路調査係	15F 5984-1984
	区道(区有道路)台帳の閲覧	土木部 管理課 相談窓口	14F 本庁舎専用窓口
	狭あい道路の解消に係る助成申請	建築課 建築防災係	15F 5984-1323
	都道の幅員証明、道路台帳閲覧等(要事前連絡)	* 第四建設事務所 道路台帳担当係	03-5978-1708 豊島区南大塚 2-36-2
	都市計画道路の位置(区扱い=補236~237)	交通企画課 交通企画担当係	16F 5984-1328
	都市計画道路の位置(都扱い=上記以外全ての路線)	* 都市整備局 都市づくり政策部	都2-12F-N(9時~12時、13時~17時)5388-3213
	主要生活道路	都市計画課 都市計画担当係	16F 5984-1534
	生活幹線道路・事業中路線	土木部 特定道路課 道路整備担当係	13F 5984-1099、1489、2307
	生活幹線道路・上記以外の路線	土木部 計画課 計画係	13F 5984-2073
	都市高速鉄道付属街路 鉄池付 5	交通企画課 交通企画担当係	16F 5984-1274
	道路等の認定・設置(私道の公道化)	道路認定係	14F 5984-1960
	承認工事(自費工事)申請、沿道掘削届	管理調整係	14F 5984-1305
	道路に係る区有地の適正管理	管理調整係	14F 5984-1305
	寄附による道路等の拡幅および所有権整理	道路整理係	14F 5984-1972
	道路等の占用申請および相談	道路占用係	14F 5984-1956
	道路等の区域および区域証明	道路台帳係	14F 5984-1959
	地籍調査の成果証明	地籍調査係	14F 5984-1458
	道路(区道等)の補修	維持保全担当課 東部・西部土木出張所	東部土木出張所 03-3994-0083 西部土木出張所 03-3995-0083
	街路灯設置に関する相談	道路公園課 街路灯係	14F 5984-2379
	区立公園・緑地等の位置	道路公園課 公園係	14F 5984-1365
土地境界(都用地である道路、河川等)	各建設事務所		
財務省所管国有地の相談(国有地の売払い等)	※関東財務局 東京財務事務所 第3統括	03-5842-7022 文京区湯島 4-6-15	
都市計画	都市計画施設(都市計画道路・都市計画公園等)の区域 または市街地開発事業(土地区画整理事業を施行すべき 区域等)の施行区域内における建築物の許可申請	建築審査課 建築調整係	15F 5984-1906
	都市計画道路区域内における建築制限の緩和基準	交通企画課 交通企画担当係	16F 5984-1328
	都市計画公園・緑地の緩和基準	土木部 道路公園課 公園係	14F 5984-1365
	土地区画整理事業を施行すべき区域の緩和基準等	都市計画課 都市計画担当係	16F 5984-1534
	事業中の都市計画施設区域内における建築物等の建築	交通企画課 交通企画担当係	16F 5984-1328(道路) 5984-1274(鉄道)
	用途地域、都市計画施設等の概要	都市計画課 都市計画窓口	16F 5984-4717
	地区計画、沿道地区計画	まちづくり推進課	16F 5984-1527
	土地区画整理事業(事業をすべき区域、都市計画制限)	都市計画課 都市計画担当係	16F 5984-1534
	土地区画整理事業(土支田中央地区)	土木部 計画課 計画係	13F 5984-2073
	地域地区、生産緑地	都市計画課 土地利用計画担当係	16F 5984-1544
	駅周辺再開発促進地区(練馬、練馬春日町)	東部地域まちづくり課	16F 5984-1594
	駅周辺再開発促進地区(江古田)	東部地域まちづくり課	16F 5984-4749
	駅周辺再開発促進地区(石神井公園)	西部地域まちづくり課	16F 5984-1243
	駅周辺再開発促進地区(大泉学園)	西部地域まちづくり課	16F 5984-4751
	防災再開発促進地区、密集住宅市街地整備促進事業	東部地域まちづくり課(練馬、江古田、北町担当) (貫井・富士見担当)	16F 5984-4749 16F 5984-1429
条例・指導要綱等	一団地の住宅施設	住宅課 管理係	13F 5984-1289
	国土法の届出	都市計画課 土地利用計画担当係	16F 5984-1544
	都市計画公園・緑地	土木部 道路公園課 公園係	14F 5984-1365
	都市計画公園・緑地(都事業の都市計画区域の確認)	* 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	都2-12F-C 03-5388-3315
	都市計画公園・緑地(都事業の内容)	* 建設局 公園緑地部 計画課 公園計画担当	都2-5F-N 03-5320-5371
	石神井川・白子川河川改修(事業中区域)	* 第四建設事務所 工事第二課 測量係	03-5978-1739 豊島区南大塚 2-36-2
	環七地下広域調節池(目白通り・環七地下)	* 第三建設事務所 工事第二課	03-3387-6251 中野区中野 4-8-1
	河川(事業中区域外の計画)	* 建設局 河川部 計画課	都2-6F 03-5320-5414
	土地売買に伴う公法上の届出・申出、公示・基準地価格	総務部 経理用地課 管財用地係	東3F 5984-2807
	練馬区中高層建築物等の紛争予防条例	開発調整課 調整係	15F 5984-1641
	福祉のまちづくり推進条例(バリアフリー法)、バリア改修助成	建築課 福祉のまちづくり係	15F 5984-1649
	練馬区みどり愛し守りはくむ条例(緑化計画、伐採届)	開発調整課 緑化審査係	15F 5984-2406
	東京都自然保護条例(緑化計画・開発計画)	* 環境局 自然環境部 緑環境課	都2-19F 03-5388-3455
	練馬区風致地区条例の許可	開発調整課 緑化審査係	15F 5984-2406
	練馬区景観条例(景観計画)・行為の届出事前協議	開発調整課 管理係(景観担当)	15F 5984-1526
自転車駐車場の付置義務	土木部 交通安全課 交通施設係	13F 5984-1996	
屋外広告物条例	土木部 管理課 道路占用係	14F 5984-1956	
雨水流出抑制施設設置に関する相談	土木部 計画課 総合治水係	13F 5984-2074	
廃棄物の処理および清掃に関する条例 (大規模建築物等の廃棄物保管場所等)	環境部 練馬清掃事務所 環境部 石神井清掃事務所	03-3992-7141 練馬区豊玉上2-22-15 03-3928-1353 練馬区上石神井3-34-25	
開発事業の届出	都市計画課 都市計画担当係	16F 5984-1534	
土地取引の届出	都市計画課 土地利用計画担当係	16F 5984-1544	
開発協議・開発許可申請	開発調整課 宅地開発係	15F 5984-1648	
ワンルームに係る基準の指導	開発調整課 調整係	15F 5984-1641	
葬祭場に係る基準の指導	開発調整課 管理係	15F 5984-1081	
上記および3,000㎡以上かつ15m以上の建築物の手続について	開発調整課 管理係	15F 5984-1081	
集客施設に係る届出等	産業経済部 経済課 中小企業振興係	9F 5984-1483	
墓地、納骨堂および火葬場の設置および拡張に係る届出等	練馬区保健所 生活衛生課 環境衛生監視担当係	東6F 5984-2485	
駐車場、ペット火葬場、材料置場等の設置に係る届出	環境部 環境課 環境規制係	18F 5984-4712	
都水道に関する相談	* お客さまセンター	03-5326-1101	
都下水道局の本管接続に関する相談および汚水研申請	* 下水道局 西部第二下水道事務所	03-3969-2374 北区浮間 4-27-1	
公共下水道一時使用届出	* 下水道局 練馬出張所	03-5999-5650 練馬区豊玉北4-15-1	
公共下水道台帳閲覧(都のホームページでも可)	* 下水道局 施設管理部 管路管理課	都2-27F-S 03-5320-6618	

【 練馬区役所電話番号 (代表) 03-3993-1111 】

建築指導	建築確認審査(意匠)、建物完了検査 建築基準法許可申請(接道、用途、日影、高さ等)	建築審査課 建築審査係	15F 5984-1299
	建築確認審査(構造)、中間・完了検査(構造)、地盤耐力 工作物審査、完了検査、建築工事施工計画報告書	建築審査課 構造係	15F 5984-1934
	建築確認審査(設備)、建物完了検査(設備) 昇降機等審査、完了検査 地下室等設置に係る浸水対策の届出 特定建築物の定期報告(建築設備・防火設備・昇降機等を含む) 建築物省エネ法届出(延床面積300㎡以上~10,000㎡以下)	建築審査課 設備係	15F 5984-1937
	建築物省エネ法届出(延床面積10,000㎡超)	* 都市整備局 市街地建築部 建築指導課	都2-3F 03-5388-3364
	確認申請、都扱い物件(延床面積10,000㎡超)	* 都市整備局 市街地建築部 建築指導課	都2-3F 03-5388-3371
	建築確認済証等交付、建築計画概要書閲覧 住宅用家屋証明、建築物除却届提出	建築課 管理係	15F 5984-1294
	工場・指定作業場(20台以上の駐車場、ガソリンスタンド等)の申請	環境部 環境課 環境規制係	18F 5984-4712
	診療所(20床未満)の相談	練馬区保健所 生活衛生課 医療薬事係	東6F 5984-1352
	興行場、旅館・ホテル、公衆浴場、理容所、美容所、 クレーン所、特定建築物、プール等の相談	練馬区保健所 生活衛生課 環境衛生監視担当係	東6F 5984-2485
	大規模小売店舗立地法(店舗面積1000㎡超) 中規模小売店舗の立地調整に関する条例(500㎡超~1000㎡以下)	産業経済部 経済課 中小企業振興係	9F 5984-1483
建物用途	埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出・通知	地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係	8F 5984-2442
	大江戸線路線上・付近に建築する場合	* 交通局 建設工務部 保線課 建築相談担当係	都2-24F-C 03-5320-6151
	東武鉄道に近接して建築する場合	※東武鉄道(株) 施設部 川越工務施設管理課	049-242-4814 川越市田町31-3
	有楽町線・副都心線に近接して建築する場合(要連絡)	※東京地下鉄(株) 鉄道本部 工務部 土木課	03-3837-7093 台東区東上野 3-19-6
	西武鉄道・有楽町線に近接して建築する場合	※西武鉄道(株) 工務部 施設課	042-926-2272 所沢市くすのき台1-11-1
	高圧線下に建築する場合(東京電力)	※東京電力パワーグリッド(株) 故障支社 送電保守グループ	03-3335-3005 杉並区南荻窪4-40-11
	高圧線下に建築する場合(JR送電区 39号鉄塔より北側)	※JR東日本 東京給電技術センター	03-5390-2247 北区東十条 2-1
	高圧線下に建築する場合(JR送電区 39号鉄塔より南側)	※JR東日本 東京給電技術センター 武蔵境メンテナンスセンター	0422-52-4808 小金井市梶野町 1-8
	農地転用について	農業委員会事務局(都市農業課)	9F 5984-1398
	電波障害・電磁障害防止区域について	※総務省 関東総合通信局 放送部 放送課 ※NHK放送センター 受信相談窓口	03-6238-1945 千代田区九段南 1-2-1 0570-00-3434 渋谷区神南 2-2-1
建築に関する制限	電波障害について	※デジサポ東京中央	03-6743-0500
	31mを超える建築物の電波電磁障害の相談	※電波産業会 利用促進部	03-5510-8591 千代田区霞が関 1-4-1
	違反建築物・保安上危険な建築物の指導	建築課 監察係	15F 5984-1909
	騒音・振動・悪臭・ばい煙等の公害陳情	環境部 環境課 環境規制係	18F 5984-4712
	行政が解決できない建物の相隣関係について (法律相談 予約制、相談時間13:00~16:00)	練馬区民相談所(月・水・金) 石神井庁舎区民相談室(火・木) 男女共同参画センターエーサー相談室(土)	東庁舎5F 5984-4523 石神井庁舎2F 03-3995-1100 03-3996-9050 練馬区石神井町8-1-10
	土地・建物の調査・測量について (表示登記(調査・測量)相談 予約制、相談時間13:00~16:00)	練馬区民相談所(第1・第3木) 石神井庁舎区民相談室(第1月)	東庁舎5F 5984-4523 石神井庁舎2F 03-3995-1100
	不動産の登記・供託について (権利登記・供託相談 予約制、相談時間13:00~16:00)	練馬区民相談所(第2・第4木) 石神井庁舎区民相談室(第4月)	東庁舎5F 5984-4523 石神井庁舎2F 03-3995-1100
	長期優良住宅認定申請、優良住宅認定申請	建築審査課 構造係	15F 5984-1934
	低炭素建築物認定申請	建築審査課 設備係	15F 5984-1937
	耐震助成に関する相談	建築課 耐震化促進係	15F 5984-1938
陳情・相談等	優良宅地認定申請	開発調整課 宅地開発係	15F 5984-1648
	建築協定	開発調整課 管理係	15F 5984-1081
	土壌汚染対策、特定建設作業 アスベスト除去等工事の届出、アスベスト除去工事費助成	環境部 環境課 環境規制係	18F 5984-4712
	工事現場の保全	建築審査課 構造係 ※池袋労働基準監督署	15F 5984-1934 03-3971-1258 豊島区池袋 4-30-20
	建設リサイクル法の届出	建築課 監察係	15F 5984-1909
	廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所の設置 および集積所の設置計画・設置等	環境部 練馬清掃事務所 環境部 石神井清掃事務所	03-3992-7141 練馬区豊玉上 2-22-15 03-3928-1353 練馬区上石神井 3-34-25
	産業廃棄物について	* 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課	都2-19F-N 03-5388-3586
	住居表示に関して	区民部 戸籍住民課 住居表示係	2F 5984-4526
	町会・自治会への加入等について	地域文化部 地域振興課 地域コミュニティ支援係	9F 5984-1039
	その他	浸水ハザードマップ 土砂災害警戒区域について	危機管理室 危機管理課 庶務係
紛争予防条例に基づく標識設置届(閲覧 8:30~17:00)		区民情報ひろば(閲覧について) 開発調整課 調整係(内容について)	西庁舎1F 内7155 15F 5984-1641
駐車場法(路外駐車場設置の届出)について		土木部 交通安全課 安全対策係	13F 5984-1309
消防法について 宅地造成等に伴う消防施設の設置等について		※練馬消防署 ※光が丘消防署 ※石神井消防署	03-3994-0119 練馬区豊玉北 5-1-8 03-5997-0119 練馬区光が丘 2-9-1 03-3995-0119 練馬区下石神井 5-16-8
道路交通法による道路の使用 規制標識に関する相談		※練馬警察署 ※光が丘警察署	03-3994-0110 練馬区豊玉北 5-2-7 03-5998-0110 練馬区光が丘 2-9-8
風営法について		※石神井警察署	03-3904-0110 練馬区石神井町 6-17-26
ガスに関する相談(建築、建設)		※東京ガス(株)	0570-002211(お客様センター)
電気に関する相談		※東京電力(株)	0120-995006(東京カスタマセンター)
通信(電話)に関する相談		※東日本電信電話(株)	0120-444-113(お客様相談窓口)
登記関係の調査・申請		※東京法務局 練馬出張所	03-5971-3681,3726 練馬区春日町 5-35-33

《注記》上記は平成30年4月現在の内容です。

内は内線番号 () はダイヤルインの番号

* = 東京都 (例) 都2-21F-S = 都庁 第2庁舎 21階 南(S=南、C=中央、N=北)

※ = 練馬区・東京都以外の組織

◇法令等の名称は通称名

《都市計画課作成》

○ 練馬区における建築等に関する主な条例等一覧

	名 称	対 象	担当部署
1	都市計画法(開発行為の許可)第29条	500平方メートル以上の土地で行われる建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更	都市整備部 開発調整課 宅地開発係(本庁舎15階 5984-1648)
2	練馬区まちづくり条例 (開発調整の手続きおよび基準)	下の(1)~(5)の行為については、右担当部署による開発区域の確認を踏まえた後の手続となります。(事前相談)	都市整備部 開発調整課 宅地開発係(本庁舎15階 5984-1648)
		(1)(大規模建築物・特定用途建築物[集客施設以外]の開発調整) ・延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ15メートル以上の建築物 ・葬祭場の建築、増築、用途変更 ・ワンルーム形式の集合住宅(ワンルーム住戸数が20戸以上の集合住宅)の建築	都市整備部 開発調整課 管理係(本庁舎15階 5984-1081)
		(2)(大規模建築物・特定用途建築物[集客施設]の開発調整) ・床面積500平方メートル以上の集客施設の建築、増築、用途変更	産業経済部 経済課 中小企業振興係(本庁舎 9階 5984-1483)
		(3)(宅地開発事業の開発調整) ・開発区域面積500平方メートル以上の宅地開発事業	都市整備部 開発調整課 宅地開発係(本庁舎15階 5984-1648)
		(4)(墓地等の開発調整) ・墓地の設置、拡張 ・納骨堂の設置、拡張 ・火葬場の設置、拡張	健康部 生活衛生課 環境衛生監視担当係(東庁舎6階 5984-2485)
		(5)(自動車駐車場等の開発調整) ・床面積300平方メートル以上の自動車駐車場(建築物に付属する駐車場を除く。) ・開発区域面積300平方メートル以上の自動車駐車場、材料置場、ウエスト・スクラップ処理場の設置 ・上記規模の既存自動車駐車場の形式変更、路面舗装工事 ・ペット火葬施設等の設置	環境部 環境課 環境規制係(本庁舎18階 5984-4712)
	・開発区域面積300平方メートル以上および上記(1)~(5)の行為すべて(51条届出)	都市整備部 都市計画課 都市計画担当係(本庁舎16階 5984-1534)	
3	練馬区まちづくり条例・練馬区雨水流出抑制施設設置に関する要綱(雨水流出抑制施設の設置)	・開発区域面積500平方メートル以上の宅地開発事業 ・国、都等はすべての新築、改築、新設、改修工事	土木部 計画課 総合治水係(本庁舎13階 5984-2074)
4	練馬区中高層建築物等の紛争予防条例	・第1種低層住居専用地域での一般の建築物の場合、高さ8メートルを超える建築物または地上3階建以上の建築物の建築 ・上記以外の用途地域での一般の建築物の場合、高さ10メートルを超える建築物または地上3階建以上の建築物の建築 ・練馬区まちづくり条例のワンルーム形式集合住宅・集客施設(面積500平方メートル以上)・葬祭場の建築・用途変更	都市整備部 開発調整課 調整係(本庁舎15階 5984-1641)
5	練馬区景観条例・景観計画	・建築物の建築等の場合、高さ10メートル以上または延べ面積500平方メートル以上 または敷地面積500平方メートル以上 ・工作物の建設等の場合、高さ10メートル以上または築造面積500平方メートル以上(種類は別に定め有) ・開発行為の場合、開発区域面積1,000平方メートル以上	都市整備部 開発調整課 管理係(本庁舎15階 5984-1526)
6	練馬区福祉のまちづくり推進条例(バリアフリー法)	多数の者、高齢者・障害者等が利用する建築物のバリアフリー化について ・協議対象:一戸建て住宅、長屋等以外	都市整備部 建築課 福祉のまちづくり係(本庁舎15階 5984-1649)
7	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例(緑化計画・伐採届等)	・開発区域面積300平方メートル以上の開発行為、建築、その他 ・地上高1.2メートルにおける幹周り1メートル以上の樹木等の伐採	都市整備部 開発調整課 緑化審査係(本庁舎15階 5984-2406)
8	練馬区自転車の適正利用に関する条例(自転車駐車場の付置義務)	・店舗面積が300平方メートルを超える遊技場の新築 ・店舗面積が400平方メートルを超える小売店舗、飲食店の新築 ・店舗面積が500平方メートルを超える銀行の新築 ・店舗面積が900平方メートルを超える映画館、劇場、ボーリング場の新築	土木部 交通安全課 交通施設係(本庁舎13階 5984-1996)
9	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例・練馬区リサイクル推進条例等(廃棄物保管場所等および再利用対象物保管場所の設置)	○廃棄物保管場所等 ・延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の建築 ・ワンルーム住戸(専用床面積が30平方メートル未満の住戸)の戸数が20戸以上の集合住宅の建築 ・既存の事業用の延べ面積1,000平方メートル以上の建築物 ・同一所有者の面積500平方メートル以上の一団の土地(共有に係る土地を含む。)の一部または全部において行われる開発行為または建築行為に係る建築物の建築 ○再利用対象物保管場所 ・延べ面積1,000平方メートル以上の集合住宅の建築 ・ワンルーム住戸(専用床面積が30平方メートル未満の住戸)の戸数が20戸以上の集合住宅の建築 ・事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物の建築 ・既存の事業用の延べ面積1,000平方メートル以上の建築物	環境部 練馬清掃事務所(豊玉上2-22-15 3992-7141)、石神井清掃事務所(上石神井3-34-25 3928-1353)
10	大規模小売店舗立地法	床面積(店舗面積)が1,000平方メートルを超える小売店舗の新設・変更	産業経済部 経済課 中小企業振興係(本庁舎 9階 5984-1483)

	名称	対象	担当部署
11	練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例	床面積(店舗面積)が、500平方メートル超～1,000平方メートル以下の小売店舗の新設・変更	産業経済部 経済課 中小企業振興係(本庁舎 9階 5984-1483)
12	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)	工場または指定作業場(一定規模以上の事業場または資材置場、20台以上の自動車駐車場 等)の設置	環境部 環境課 環境規制係(本庁舎18階 5984-4712)
13	興行場(※1)法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(※2)、プール条例等	(※1)興行場は、映画館、劇場等 (※2)一定の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建築物に適用	健康部 生活衛生課 環境衛生監視担当係(東庁舎 6階 5984-2485)
14	都市計画法	都市計画施設(都市計画道路・都市計画公園 等)の区域または市街地開発事業(土地区画整理事業を施行すべき区域 等)の施行区域内における建築物の建築	都市整備部 建築審査課 建築調整係(本庁舎 15階 5984-1906)
15		(都市計画道路区域内における建築制限の緩和基準)	都市整備部 交通企画課 交通企画担当係(本庁舎16階 5984-1328)
16		(都市計画公園・緑地の緩和基準)	土木部 道路公園課 公園係(本庁舎14階 5984-1365)
17		(土地区画整理事業を施行すべき区域の緩和基準等)	都市整備部 都市計画課 都市計画担当係(本庁舎16階 5984-1534)
18	65条	事業中の都市計画施設の区域内における建築物等の建築	都市整備部 交通企画課 交通企画担当係(本庁舎16階 5984-1328(道路)5984-1274(鉄道))
19	練馬区風致地区条例	風致地区(石神井風致地区・大泉風致地区)内における下記の行為 ・宅地の造成等 ・木竹の伐採 ・建築物その他の新築・改築・増築または移転 ・建築物等の色彩の変更 等	都市整備部 開発調整課 緑化審査係(本庁舎15階 5984-2406)
20	練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(地区計画)	地区計画の区域内における建築物の建築等	都市整備部 まちづくり推進課 推進担当係(本庁舎16階 5984-1527)
21	練馬区沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(沿道地区計画)	沿道地区計画の区域内における建築物の建築等	都市整備部 まちづくり推進課 推進担当係(本庁舎16階 5984-1527)
22	練馬区駅周辺再開発促進地区内等における建築行為等に関する指導要綱(駅周辺再開発促進地区)	駅周辺再開発促進地区内等における下記の行為 ・開発行為 ・建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替および工作物の建設	《練馬駅・練馬春日町駅・江古田駅》都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係(本庁舎16階 5984-1594、5984-4749) 《石神井公園駅》都市整備部 西部地域まちづくり課 まちづくり担当係(本庁舎16階 5984-1243) 《大泉学園駅》都市整備部 西部地域まちづくり課 まちづくり担当係(本庁舎16階 5984-4751)
23	文化財保護法(埋蔵文化財)	遺跡範囲線(東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス)内と50メートル以内の隣接地での工事	地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係(本庁舎8階 5984-2442)
24	東京都屋外広告物条例	看板、広告塔 等 (屋外広告物法に該当するもの)	土木部 管理課 道路占用係(本庁舎14階 5984-1956)
25	騒音規制法、振動規制法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)	特定建設作業(くい打機、削岩機等を使用する作業)、指定建設作業(掘削機械、締固め機械等を使用する作業)の実施	環境部 環境課 環境規制係(本庁舎18階 5984-4712)
26	その他 大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)、練馬区アスベスト飛散防止条例	アスベスト(成形板含む)の除去・封じ込め等を行う工事	
27	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法届出)	延べ面積300平方メートル以上～10,000平方メートル以下の新築、増改築	都市整備部 建築審査課 設備係(本庁舎 15階 5984-1937)
28	練馬区地下室等設置に係る浸水対策指導要綱(浸水対策に係る届出)	周囲の地面、道路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分または建築物の部分で、居室、収納等の用に供するもの	

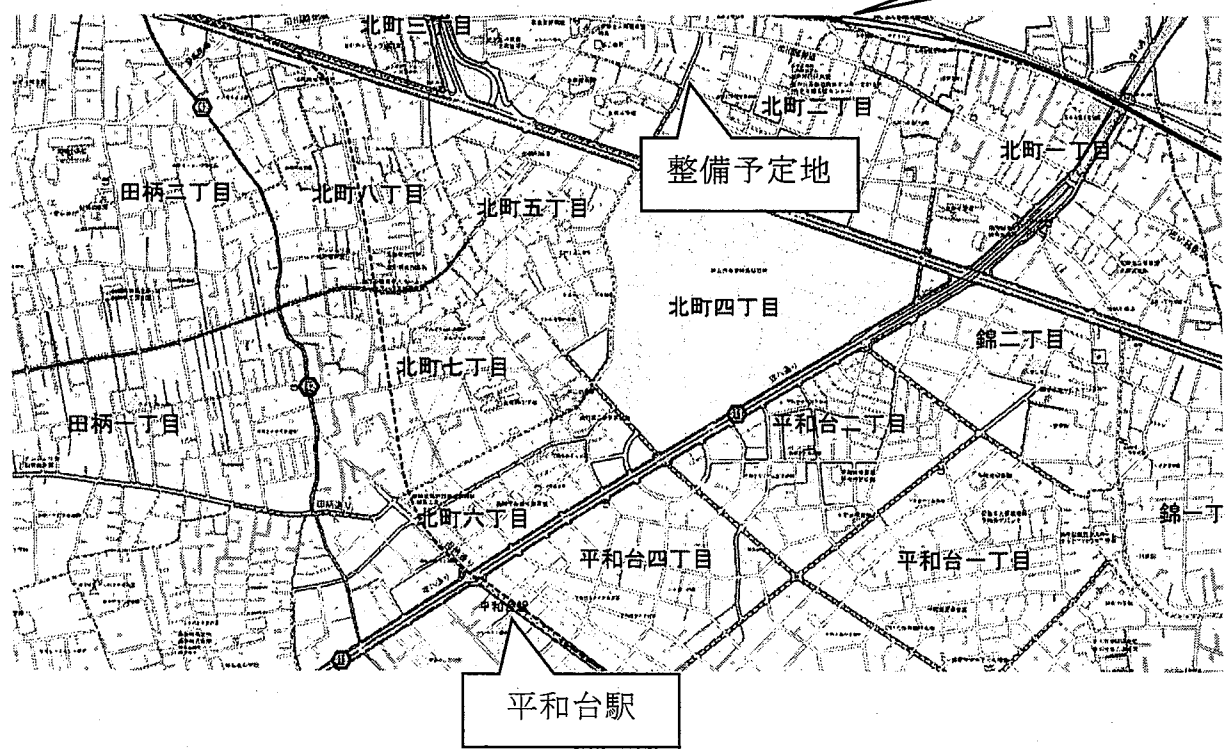
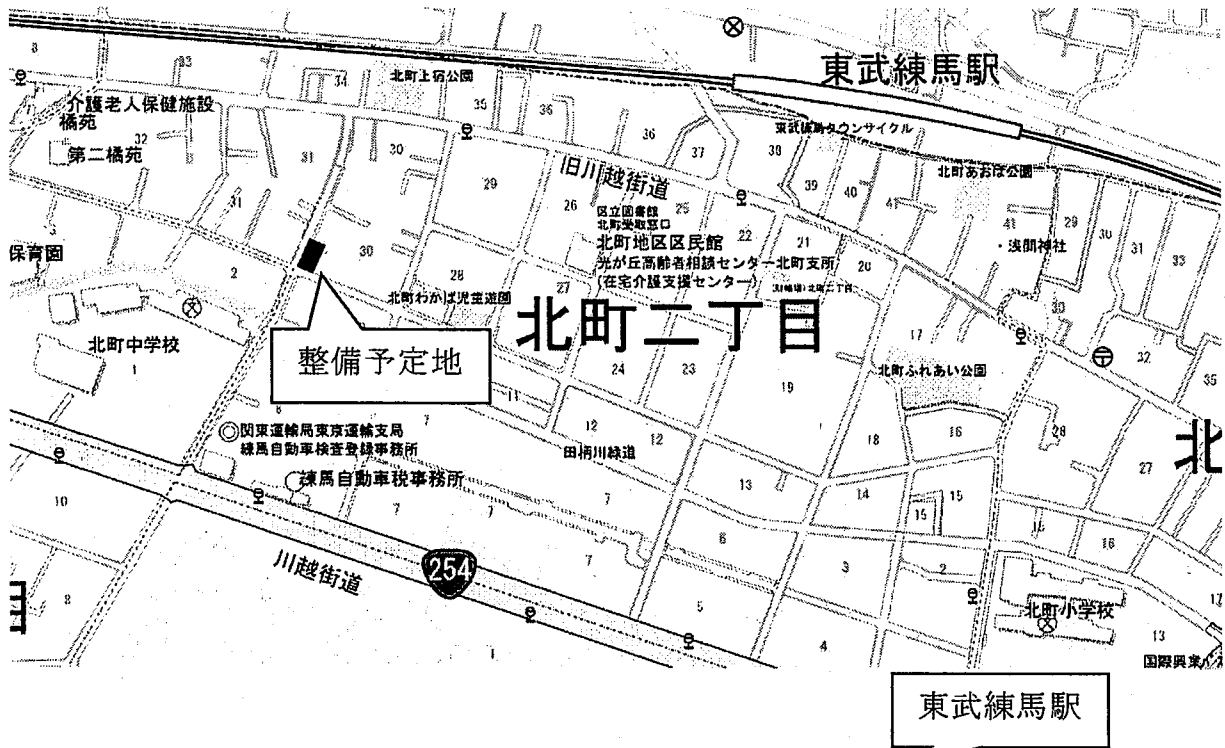
○ 土地取引に関する条例等

	名称	対象	担当部署
1	国土利用計画法 (土地取引の届出)	2,000平方メートル以上の土地取引	都市整備部 都市計画課 土地利用計画担当係(本庁舎16階 5984-1544)
2	練馬区まちづくり条例 (土地取引の届出)	2,000平方メートル以上の土地取引	都市整備部 都市計画課 土地利用計画担当係(本庁舎16階 5984-1544)
3	公有地の拡大の推進に関する法律 (公有地拡大法)	5,000平方メートル以上の土地または都市計画施設・生産緑地地区等の土地が含まれる200平方メートル以上の土地を有償で譲渡(売買など)しようとする場合	総務部 経理用地課 管財用地係(東庁舎3階 5984-2807)

【案内図】

※東武東上線「東武練馬駅」下車徒歩約7分

※東京メトロ有楽町線及び副都心線「平和台駅」徒歩約19分



都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（障害）

	18福保障計第1342号
	平成19年3月23日
改正	19福保障計第1299号
	平成20年3月11日
改正	20福保障計第1247号
	平成21年3月25日
改正	22福保障計第1204号
	平成23年2月21日
改正	25福保障計第768号
	平成25年9月4日
改正	25福保障計第1418号
	平成26年2月26日
改正	26福保障計第1080号
	平成26年11月21日
改正	26福保障計第2064号
	平成27年4月1日
改正	27福保障計第2175号
	平成28年4月1日
改正	28福保障計第1883号
	平成29年3月21日
改正	29福保障施第4101号
	平成30年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、「都有地等を活用した民間事業者支援制度に関する要綱」（平成14年10月28日付14財財総第210号知事決定）及び「『都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業』に係る財産処理等の方針について」（平成27年3月9日付26福保総企第748号知事決定）に基づき、東京都（以下「都」という。）が所有する土地（建物がある場合には、これを含む。以下「都有地等」という。）のうち未利用の都有地等の貸付けに係る基本的事項を定め、もって地域に密着した生活の場（以下「地域の福祉インフラ」という。）の整備を促進し、福祉改革の推進を図ることを目的とする。

（対象となる地域の福祉インフラ等）

第2条 この要綱の対象となる地域の福祉インフラは、次に掲げるものとする。

（1）共同生活援助事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。

以下「障害者総合支援法」という。）に規定する共同生活援助の用に供する施設

（2）日中活動系サービス事業所

障害者総合支援法に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の用に供する施設

(3) 児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援の事業の用に供する施設

(4) 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

児童福祉法に規定する放課後等デイサービスのうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める人員に関する基準を満たす主として重症心身障害児を通わせる事業所

2 前項(1)及び(2)に定める対象施設に、障害者総合支援法、医療法（昭和23年法律第205号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する別表1-1の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合、前項(3)に定める対象施設に、児童福祉法、医療法、健康保険法、介護保険法に規定する別表1-2の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合、又は前項(4)に定める対象施設に、児童福祉法、医療法、健康保険法、介護保険法に規定する別表1-3の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合であって、以下の条件を全て満たす場合については、所有地等の貸付けを行うことができるものとする。

- (1) 当該所有地の借受者が併設する施設又は事業所（以下「併設施設等」という。）の整備及び運営を行うこと。
- (2) 併設施設等を整備することについて、当該所有地等の所在する区市町村の長（以下「関係区市町村長」という。）からの要請があること。
- (3) 併設施設等が対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。なお、併設施設等を複数整備する場合の合計延床面積についても対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。

（対象となる所有地等）

第3条 この要綱の対象となる所有地等は、都において利用予定のないものの中から、財務局長が決定する。

（貸付けの対象となる民間事業者）

第4条 所有地等の貸付対象者は、福祉保健局長が別に定める民間事業者のうち、対象となる所有地等において地域の福祉インフラを整備運営するものとする。

（貸付条件）

第5条 所有地等を前条の定める民間事業者に貸し付ける条件（以下「貸付条件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める地域の福祉インフラを含めた施設を整備運営するために使用すること。
- (2) (1)の事業を行うために必要な施設、設備等は、借受者の負担で設置すること。
- (3) 施設、設備等の維持管理に係る費用を借受者が負担すること。
- (4) (1)の事業が、貸し付ける所有地等及びその周辺地域の安全、環境等に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) 第三者に転貸しないこと。

(6) 第11条に定める貸付期間の満了のとき、借受者側の理由により貸付契約を打切るとき又は第14条第2項後段に定める貸付契約の解除のときは、借り受けた所有地等を直ちに借受者の負担により施設、設備等の撤去等を行い、原状に回復させ、返還すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が必要と認める条件

(公募)

第6条 福祉保健局長は、関係区市町村長と協議の上、所有地等の借受者を公募する。

2 福祉保健局長は、前項に定める公募に関する事務を関係区市町村長に委任することができる。

3 公募に応じる者（以下「応募者」という。）は、所有地等借受申請書（別記第1号様式）2部を福祉保健局長に提出しなければならない。

4 貸付対象となる所有地等の所在、面積その他公募に必要な事項は、別途福祉保健局長が定める。

(関係区市町村長への意見聴取)

第7条 福祉保健局長は、公募の期間満了後、前条第3項の規定に基づき提出された所有地等借受申請書のうち1部を、関係区市町村長に速やかに送付し、応募者についての意見聴取を依頼する。依頼を受けた区市町村長は、書面によりその意見を福祉保健局長に通知する。

(審査会)

第8条 福祉保健局長は、前条の借受対象候補者について、借受者としての適格性等を審査するため、所有地等利用事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、福祉保健局長が別に定める審査基準に基づき、適正に審査しなければならない。

3 審査会の委員は、別表2のとおりとする。

(借受者の決定等)

第9条 福祉保健局長は、審査会の審査を経て貸付けの適否を決定し、貸し付けることを決定したときは所有地等貸付決定通知書（別記第2号様式）により、貸し付けないことを決定したときは所有地等不貸付決定通知書（別記第3号様式）により、その旨を応募者に通知する。

2 福祉保健局長は、財務局長及び関係区市町村長に対し、借受者を通知する。

(貸付契約)

第10条 東京都知事は、前条第1項の規定により貸付けを決定した者と貸付契約を締結する。

2 土地の貸付契約の形態は、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に基づく定期借地権設定契約とする。ただし、日中活動系サービス事業所、児童発達支援センター、児童発達支援事業を行う事業所、医療型児童発達支援事業を行う事業所又は主として重症心身障害児を通わせる

放課後等デイサービスについては、同法第23条に基づく事業用定期借地権等設定契約とすることができる。

建物の貸付契約の形態は、同法第38条に基づく定期建物賃借契約とする。

(貸付期間)

第11条 土地の貸付けにおける貸付期間は、定期借地権設定契約については50年、事業用定期借地権等設定契約については10年以上50年未満（ただし、施設整備に当たり補助制度を活用する場合は、定期借地権の設定期間が原則として財産処分制限期間以上であること。）とする。

建物の貸付けについては、都における将来の利用計画など当該所有地等の個別の事情等を勘案し、別に定める公募要項において定めるものとする。

(貸付料及び保証金等の減額)

第12条 貸付料及び保証金又は敷金は、都において別途決定する。

2 前項の貸付料の決定に当たって、第2条に定める貸付対象施設を整備する場合は、併設施設等のうち、医療法に規定する診療所の整備に用いる所有地等に係る部分を除き、通常に算定された額から50%の減額を行う。

ただし、土地の貸付けにおいて、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に公募を開始した案件については、貸付対象となる土地の1㎡当たりの更地価格（以下「土地価格」という。）によって減額率が変わる仕組みとし、土地価格が都内住宅地の地価公示平均額を考慮して設定した1㎡当たり360,000円（以下「一定額」という。）を超える場合には、以下の計算式によって減額率を算定する。

なお、減額率については、小数点以下第2位までとする（小数点以下第3位がある場合、これを四捨五入する。）。

$$\text{減額率} = 1 - \{(\text{土地価格} - \text{一定額}) \times 0.1 + \text{一定額} \times 0.5\} \div \text{土地価格}$$

3 土地を貸し付ける場合の保証金は、定期借地権設定契約の場合、貸付料月額額の30月分とし、事業用定期借地権等設定契約の場合、貸付料月額額の12月分とする。

建物を貸し付ける場合の敷金は近傍類似の賃貸事例を考慮して設定するものとする。

ただし、土地の貸付けにおいて、平成26年8月20日以降に公募を開始した案件については、都と区市町村との間で補償に関する協定を締結する場合には、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第36条の2第1項ただし書に定める取扱いをすることができる。

(貸付料の改定)

第13条 都は、前条第1項の貸付料が土地価格の変動により若しくは近隣の土地若しくは建物の貸付料と比較して不相当となった場合又は貸付けの対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、貸付料を改定することができる。

(使用状況の確認)

第14条 福祉保健局長は、土地の使用方法が貸付条件に適合しているか等を確認するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

2 福祉保健局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認めるときは、借受者

に対し改善を勧告するものとする。勧告により、改善がみられない場合は、貸付契約を解除するものとする。

3 福祉保健局長は、報告期限を定めて、借受者に借受都有地等使用状況報告書（別記第4号様式）を提出させるものとする。

4 福祉保健局長は、財務局長から求めがあった場合は、第1項の調査を行い、財務局長に報告するものとする。

（貸付けの開始時期）

第15条 この要綱による貸付契約に基づく貸付けは、平成37年3月31日までに開始するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1-1（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
相談支援	障害者総合支援法第5条第16項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表1-2（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表1-3（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表2（第8条関係）

都有地等利用事業者選定審査会委員構成

1	福祉保健局障害者施策推進部長
2	福祉保健局総務部企画政策課長
3	福祉保健局総務部計理課長
4	福祉保健局総務部契約管財課長
5	福祉保健局障害者施策推進部計画課長
6	福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長
7	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長
8	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長
9	その他、福祉保健局長が必要と認めた者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）の 貸付対象事業者について

	18福保障計第1342号
	平成19年3月23日
改正	20福保障計第1247号
	平成21年3月25日
改正	25福保障計第768号
	平成25年9月4日
改正	25福保障計第1418号
	平成26年2月26日
改正	26福保障計第1080号
	平成26年11月21日
改正	28福保障計第1883号
	平成29年3月21日
改正	29福保障施第4101号
	平成30年4月1日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第4条に規定する貸付対象者は、以下に定める民間事業者とする。

1 共同生活援助事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

2 日中活動系サービス事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

3 児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人

- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

4 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）
に関する利用事業者審査基準

18福保障計第1342号
平成19年3月23日
改正 20福保障計第1247号
平成21年3月25日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第8条第2項に規定する利用事業者の審査基準は次のとおりとする。

（1）組織運営に関する事項

- 1-1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われると認められること。
- 1-2 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- 1-3 指導検査等において、過去に問題点がないか、あるいは過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

（2）財政運営に関する事項

- 2-1 施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されていること。
- 2-2 法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

（3）事業運営に関すること

- 3-1 当該事業を実施するにあたって必要な事業者指定等を受ける見込みがあること。
- 3-2 当該事業の経験のある社会福祉法人、医療法人等との連携を図ることができ、必要に応じてその支援を得られること。
- 3-3 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

（4）事業計画に関すること

- 4-1 当該土地に当該施設の建設が可能であり、建築確認の見通しが確実であること。
- 4-2 計画にあたって当該区市町村の理解が得られていること。
- 4-3 当該建物は、当該施設に改修が可能であること（建物を改修して利用する場合）。
- 4-4 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されており、事業開始から10年以上継続して事業を行う見込みがあること。

(5) その他

5-1 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるものの他、福祉保健局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。